

四半期報告書

(第64期第3四半期)

自 平成28年8月1日

至 平成28年10月31日

クロスプラス株式会社

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

(E02967)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) ライツプランの内容	6
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(6) 大株主の状況	6
(7) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
四半期連結包括利益計算書	12
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	15

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年12月12日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期（自 平成28年8月1日 至 平成28年10月31日）
【会社名】	クロスプラス株式会社
【英訳名】	CROSS PLUS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 大寛
【本店の所在の場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 西垣 正孝
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区花の木三丁目9番13号
【電話番号】	052-532-2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 西垣 正孝
【縦覧に供する場所】	クロスプラス株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期連結 累計期間	第64期 第3四半期連結 累計期間	第63期
会計期間	自平成27年 2月1日 至平成27年 10月31日	自平成28年 2月1日 至平成28年 10月31日	自平成27年 2月1日 至平成28年 1月31日
売上高 (百万円)	54,533	48,189	72,978
経常利益 (百万円)	519	734	351
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	1,043	744	648
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	295	△113	△445
純資産額 (百万円)	10,730	9,829	9,989
総資産額 (百万円)	34,363	30,934	33,439
1株当たり四半期(当期) 純利 益金額 (円)	142.56	101.73	88.65
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期) 純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.2	31.8	29.9

回次	第63期 第3四半期連結 会計期間	第64期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年 8月1日 至平成27年 10月31日	自平成28年 8月1日 至平成28年 10月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	155.99	104.80

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結結果計期間より、「四半期(当期) 純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ヴェント・インターナショナル、客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司及びVENT HONG KONG LIMITEDは、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間(平成28年2月1日～平成28年10月31日)におけるわが国経済は、急激な円高による輸出関連企業への収益影響や、新興国経済の減速、英国のEU離脱決定等による世界経済の先行きの不透明感から、外需を除き、足踏み状態で推移しました。

国内景気が停滞状態であることや先行き不安に対する生活防衛意識の高まりから、消費者の節約意識は改善が見られず、また、天候が不順であったことも影響し、個人消費は低調に推移しました。

当アパレル業界においては秋物商品の動きが鈍く、百貨店、量販店を中心に衣料品販売は前年を下回る状況が続きました。

このような環境の中、当社グループは、当期を初年度とする、3ヵ年の中期経営計画で掲げた「安定した収益基盤の確立」に取り組み、主力の製造卸売部門への回帰を進めることによる利益改善に取り組んできました。

売上高は、前期に子会社を解散したことや8月以降の気温の高止まりや天候不順の影響等による秋物商品の立ち上がりが遅れたこと等により減少しました。

利益面では、商品毎の採算性を重視した仕入販売管理が定着し、ロスを無くすことで、製造卸売事業の粗利益率が改善しました。また、生産のASEANシフトや海外物流の見直しによる貿易コストの削減で原価低減に努めました。経費面では仕入および販売のロスを削減した事で在庫圧縮が進み、自社配送センターの出荷効率を向上させ、外部出荷の内製化を進めたこと、東京店のフロア縮小、子会社の解散等により経費の削減が進み、営業利益が増加しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は481億89百万円(前年同期比11.6%減)、営業利益は7億8百万円(前年同期比66.2%増)、経常利益は7億34百万円(前年同期比41.3%増)となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益は投資有価証券売却益1億28百万円等により7億44百万円となりました(前年は投資有価証券売却益5億22百万円、固定資産売却益3億1百万円等により、10億43百万円となっております)。

なお、当社グループは、衣料品事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載はしておりません。

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
量 販 店	20,626	△4.3
専 門 店	18,552	△11.9
無 店 舗	4,325	+2.6
そ の 他 卸 売	1,104	△24.9
小 売	3,663	△42.5
消 去	△83	—
合 計	48,189	△11.6

(注)前期に当社グループでは事業の再構築を行ったことから、SPAグループを「小売」という表記に変更しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は309億34百万円となり、前連結会計年度末に比べ25億5百万円の減少となりました。

流動資産は224億26百万円となり、前連結会計年度末に比べ20億35百万円の減少となりました。流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金が21億77百万円減少したことによります。

固定資産は85億7百万円となり、前連結会計年度末に比べ4億70百万円の減少となりました。固定資産の減少の主な要因は、有形固定資産が1億4百万円減少し、投資有価証券が3億69百万円減少したことによります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債は211億4百万円となり、前連結会計年度末に比べ23億46百万円の減少となりました。

流動負債は179億59百万円となり、前連結会計年度末に比べ21億38百万円の減少となりました。流動負債の減少の主な要因は、買掛金が98億57百万円増加し、電子記録債務が25億26百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が149億34百万円減少したことによります。

固定負債は31億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億7百万円の減少となりました。固定負債の減少の主な要因は、その他の固定負債が1億51百万円減少したことによります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産は98億29百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億59百万円の減少となりました。純資産の減少の主な要因は、利益剰余金が6億98百万円増加したものの、その他有価証券評価差額金が1億50百万円減少し、繰延ヘッジ損益が6億81百万円減少したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。また、新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ)企業価値向上への取組み

当社は、昭和28年に櫻屋商事株式会社を設立し婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ業容を拡大してまいりました。平成13年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながらSPA事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップシェアの販売枚数を誇る高感度・高品質・低価格を備えた「マスマッシュの単品競争力」、独自のコンセプトを持つデザイナーズブランドやオリジナルブランドなど多彩な「ブランド力」、マスマッシュの単品競争力とブランド力を掛け合わせた「売場提案型トータルウェアリングの企画力・提案力」になります。

主力となる製造卸売事業では、量販店、無店舗向けでは業界トップの地位を確保し、専門店、百貨店など幅広い取引先と強固な信頼関係を築いております。また、SPA事業では、「ATSURO TAYAMA」、「JUNKO SHIMADA」のデザイ

ナーズブランドによる百貨店での店舗展開をしております。さらに、マスマッションの企画・生産力とマルチチャネルへの販売力、デザイナーズブランドのトータルウェアリングの演出力を組み合わせ、売場提案型トータル販売に取り組んでおります。また、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的なサプライチェーンを構築しております。これらは変化の激しいファッション市場動向において機動力、柔軟性を発揮できる独自の仕組み、企画・生産・販売まで一貫して運営する事業部組織のディビジョン制にも支えられ、当社の企業価値の源泉となるものです。

今後も、当社はグループ内で製造卸売、SPAそれぞれの強みを共有し活用することで国内市場での基盤強化に努め、アジアを中心とする海外マーケットの開拓により成長を図り、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。

(ロ)コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、経営の効率や公正性、法令順守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、営業部門の業務執行機関として執行役員制度を導入しております。営業部門には担当執行役員を配し、部門間の連携を取りつつコンプライアンスの徹底、業務の迅速化及び効率化に努めております。

また、現在当社の取締役7名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。取締役の任期は、経営陣の責任明確化のため、1年となっております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、有効期間は、平成31年1月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、もしくは(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又はこれに類似する行為（以下、併せて「買付等」といいます。）を適用対象とし、こうした場合に上記目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、買付者及び買付提案者（以下併せて「買付者等」といいます。）には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会の買付者等による買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）等が、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会に提供され、その検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、独立した第三者の助言を独自に得た上、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を順守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して速やかに新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決議いたします。

本プランの詳細な内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.crossplus.co.jp/>)に掲載しております。

④上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿ったものであり、また、以下の理由により当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

・株主共同の利益の確保・向上を目的に導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付がなされた際に、株主の皆様が、当該大量買付に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上させるという目的をもって導入されております。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、平成28年4月27日に開催の当社第63回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただき継続されたものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされており、その有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを撤回する決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。

・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立性の高い社外者で構成される独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式に対して買付等がなされた場合、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重することとします。さらに、同委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示されることとされており、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的で客観的な要件が充足されなければ、実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

・第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

・当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

・デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策でないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,600,000
計	31,600,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年12月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,718,800	7,718,800	東京証券取引所市場第二 部及び名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数は100株
計	7,718,800	7,718,800	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年8月1日～ 平成28年10月31日	—	7,718,800	—	1,944	—	2,007

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成28年7月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 401,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,313,400	73,134	—
単元未満株式	普通株式 4,300	—	—
発行済株式総数	7,718,800	—	—
総株主の議決権	—	73,134	—

② 【自己株式等】

平成28年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
クロスプラス株式会社	名古屋市西区花の木三丁目 9番13号	401,100	—	401,100	5.19
計	—	401,100	—	401,100	5.19

(注)平成28年10月31日現在の自己株式数は、401,130株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,651	3,473
受取手形及び売掛金	13,672	13,488
電子記録債権	2,279	2,032
商品	2,283	3,118
貯蔵品	13	15
その他	563	300
貸倒引当金	△2	△1
流動資産合計	24,462	22,426
固定資産		
有形固定資産	4,343	4,239
無形固定資産	149	129
投資その他の資産		
投資有価証券	3,888	3,519
その他	※1 595	※1 618
投資その他の資産合計	4,484	4,137
固定資産合計	8,977	8,507
資産合計	33,439	30,934
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,934	—
買掛金	—	9,857
電子記録債務	—	2,526
短期借入金	※2 2,600	※2 2,600
1年内返済予定の長期借入金	368	407
未払法人税等	88	84
賞与引当金	83	218
返品調整引当金	62	38
事業整理損失引当金	35	—
その他	1,924	2,225
流動負債合計	20,097	17,959
固定負債		
長期借入金	1,336	1,316
退職給付に係る負債	1,044	1,009
その他	971	819
固定負債合計	3,353	3,145
負債合計	23,450	21,104

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,944	1,944
資本剰余金	2,007	2,007
利益剰余金	5,520	6,219
自己株式	△532	△532
株主資本合計	8,940	9,638
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,149	999
繰延ヘッジ損益	△79	△760
為替換算調整勘定	40	△0
退職給付に係る調整累計額	△61	△46
その他の包括利益累計額合計	1,049	191
純資産合計	9,989	9,829
負債純資産合計	33,439	30,934

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年2月1日 至 平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)
売上高	54,533	48,189
売上原価	42,816	38,450
売上総利益	11,717	9,738
返品調整引当金戻入額	87	62
返品調整引当金繰入額	52	38
差引売上総利益	11,751	9,762
販売費及び一般管理費	11,325	9,053
営業利益	426	708
営業外収益		
受取利息	8	5
受取配当金	64	62
受取家賃	41	36
その他	47	28
営業外収益合計	160	133
営業外費用		
支払利息	24	17
為替差損	—	55
その他	43	33
営業外費用合計	67	107
経常利益	519	734
特別利益		
固定資産売却益	301	—
投資有価証券売却益	522	128
事業分離における移転利益	60	—
その他	19	—
特別利益合計	904	128
特別損失		
減損損失	51	1
関係会社整理損失引当金等繰入額	—	5
事業整理損失引当金繰入額	11	—
事業整理損	173	—
その他	14	—
特別損失合計	251	6
税金等調整前四半期純利益	1,172	856
法人税、住民税及び事業税	127	115
法人税等調整額	1	△3
法人税等合計	129	112
四半期純利益	1,043	744
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,043	744

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
四半期純利益	1,043	744
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	189	△150
繰延ヘッジ損益	△936	△681
為替換算調整勘定	△7	△41
退職給付に係る調整額	7	15
その他の包括利益合計	△747	△857
四半期包括利益	295	△113
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	295	△113
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間より、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社ヴェント・インターナショナル、客楽思普勒斯(上海)服飾有限公司及びVENT HONG KONG LIMITEDは、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。
及び事業分離等会計基準第57

(追加情報)

(法人税等の税率の変更)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.0%から30.6%に、平成31年2月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の32.0%から30.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
投資その他の資産(その他)	1百万円	1百万円

※2 当座貸越契約

当社及び連結子会社(スタイリンク株式会社)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年1月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年10月31日)
当座貸越極度額	5,350百万円	5,350百万円
借入実行残高	2,600	2,600
差引額	2,750	2,750

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
減価償却費	176百万円	156百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成27年2月1日至平成27年10月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月6日 取締役会	普通株式	36百万円	5円00銭	平成27年1月31日	平成27年4月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年10月31日)

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成27年2月1日至平成27年10月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成28年2月1日至平成28年10月31日)

当社グループは、衣料品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年2月1日 至平成27年10月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額	142円56銭	101円73銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,043	744
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,043	744
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,317	7,317

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年12月8日

クロスプラス株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 小川 明 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 倉持 政 義 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクロスプラス株式会社の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年8月1日から平成28年10月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年2月1日から平成28年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社の平成28年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。